

# 令和5年度 大東市教育委員会 6月定例会 会議録

## 1. 開催年月日

令和5年6月30日（金） 午前10時00分～午前11時00分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理人 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎
- ・教育委員 澤田 真由美

## 4. 出席説明員（13名）

- ・教育総務部長兼教育企画室長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 渡邊 良
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 田中 廣信
- ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長 有東 良博
- ・教育総務部家庭・地域教育課長 長町 幸一
- ・学校教育政策部教職員課長 花澤 秀之
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課参事 山本 和人
- ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・教育総務部教育総務課上席主査 勝又 瞬

## 5. 傍聴者 5名

## 6. 議事日程

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 教委議案第21号  
令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

日 程 第 3 一般業務報告

## 7. 議案書

教委議案第 21 号

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果公表の方法について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 17 号及び第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 30 日提出

大東市教育委員会

教育長 水 野 達 朗

理 由

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されることに伴い、本市の結果概要を市ホームページ等で公表する内容及び方法等についての方針を定めるため。

## 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

結果公表の方法及び内容については、以下のとおりとする。

### 1. 市全体の結果について

(方法)

- ・ 広報だいたう及び市教育委員会ホームページに掲載する。

(内容)

- ・ 各教科の平均正答率（国語、算数・数学、英語）
- ・ 教科の領域ごとの概要と課題
- ・ 児童・生徒質問紙調査の結果
- ・ 市の取組み 等

### 2. 市内各学校の結果について

(方法)

- ・ 各校より各家庭へ結果を配付する。

(内容)

- ・ 各教科領域別の概要
- ・ 調査結果についての分析、今後の改善方策
- ・ 学力向上のための取組み 等

※令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領より抜粋

8. 調査結果の取扱い

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

平成9年3月28日

条例第3号

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 法人(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。)、団体又は個人の事業者(以下「法人等」という。)に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの又は公開しないことを条件に法人等から提供された情報で、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体、健康及び生活を保護するために必要とされる情報

イ 法人等の違法又は不当な事業活動から市民を守るために必要とされる情報

ウ ア又はイに準じる情報であって、公益上の必要から特に公開することが必要と認められる情報

(2) 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報で、当該個人の承諾を得ないで公開することにより、当該個人の協力を得ることが著しく困難になると認められる情報

(3) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる情報

(4) 公開することにより、市政の公平または円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報

ア 市の内部機関又は機関相互における審議、検討又は調査等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討又は調査等に著しい支障がある情報

イ 市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公

開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報

ウ 市と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、その協力関係に著しい支障がある情報

## 8. 一般業務報告

1. 令和5年度大東市一般会計補正予算（第2次）について
2. 大東市進路選択支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について
3. 青少年教育センターにおける夏季休業期間中の取り組みについて
4. 思春期保護者向けセミナーについて
5. 第1回（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討委員会の開催について
6. 令和6年度使用小学校教科用図書及び令和6年度使用中学校教科用図書採択関係日程について



## 9. 会議録

水野教育長

定刻になりました。  
開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告いたします。

水野教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から6月の教育委員会定例会を開催いたします。

傍聴にお越しの皆様、おはようございます。いつも本市の教育行政にご協力ご理解賜りまして誠にありがとうございます。蒸し暑い中で汗もおかきかと思いますが、ぜひ教育委員会の熱い議論を聞いていただいて、ぜひ皆さんにも伝えていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入らせていただく前に、先の6月定例月議会におきまして、令和5年6月30日に任期満了を迎えられる中野教育委員の再任議案が上程され、承認されましたことをご報告いたします。それでは、引き続き教育委員に就任されます中野教育委員から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

中野委員

改めましておはようございます。先ほど市長室で辞令を交付していただきました。これまで2年と少し教育委員になり、教育行政のことは全くわからないままに入りましたが、その中で何となくこういう世界観なんだと感じながらも、自分の中でどこかで変えられないものが凝り固まってきているのではないかと感じています。やはり調整しながら改革しながら進むことが正しい道だと感じています。自分自身の視野、視点を磨きながら、教育委員として発言したり議論したりしていきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

水野教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によりよろしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第21号 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について、提案理由の説明をお願いします。

浅井所長

教委議案第21号「令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」説明をさせていただきます。

令和5年度全国学力・学習状況につきましては、4月18日（火）全校参加により実施いたしました。その結果は、7月下旬に市教委および各学校へ提供される予定です。

そこで、市の結果概要をホームページや広報紙などで公表する内容及び方法につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

2枚目は、公表内容です。昨年度までと同様の内容及び方法となります。

1. の市全体の結果については、方法として、広報だいとう及び市教育委員会ホームページに掲載いたします。各教科の平均正答率・教科の領域ごとの概要と課題・児童・生徒質問紙調査の結果・大東市の授業改善に係る取り組み紹介を予定しています。

2. の市内各学校の結果については、各校より結果を配付いたします。市教育委員会事務局が作成した共通フォーマットを使用し、各教科領域別のグラフ、調査結果についての分析と今後の改善方策、学力向上のための学校の取り組みを記載し、保護者にむけての啓発、児童・生徒の励みとなりますようにメッセージを載せています。

なお、学校別の結果については、平均正答率や平均正答数等の数値による公表は行わないこととしております。

その根拠として、3枚目をご覧ください。

本年度の実施要領抜粋になっております。

調査結果の取り扱いについては、8の(5)で配慮事項が定められております。

説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であって、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとされています。

(イ)の②をご覧ください。公表については、市町村教育委員会が学校の状況について公表することは可能であります。個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、慎重な判断が求められています。また、各校に公表を指示する場合も慎重な対応が求められています。

(エ)の②をご覧ください。公表を行う場合は、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表すること、また今後の改善策も示すこととなっています。

(エ)の③の下線部ですが、市教委が学校別の公表を行う場合は、当該学校と内容や方法について事前に十分相談するとともに、市の改善方策も併せて示すことや、学校に公表を指示する場合もそれらについて事前に相談することとされています。

さらに、平均正答率などの数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこととされています。

平成28年8月12日付で、文部科学省より「全国学力・学習状況調査の結果の分析及び公表について」(通知)がありました。その中で、数値データによる単純な比較が行われ、それを上昇させることが主たる関心ごととならないよう、各教育委員会においては、報道発表も含め、調査結果の公表に際しては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう、改めて配慮するよう求めています。

さらに、4枚目の「大東市情報公開条例<抜粋>」の「第6条(4)イ」をご覧ください。

ここに、公開しないことができる情報として、「公開することによ

り、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報」とあります。

これらをふまえて、事務局といたしましては、「市としての公表は、学校別結果を含まず、市全体の結果を「結果の公表について」に沿って作成し、市ホームページや市報で公表する。また、学校が保護者へ示す内容についても、平均正答率や平均正答数等の数値による公表は行わず、昨年度までに準じた形で、市教委より示す共通のフォーマットにより行うことを原案として提案させていただきます。

ご協議いただき、ご議決いただきますよう宜しくお願いいたします。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

齊藤委員

広報だいにとうに載るといことですが何月号に載りますか。

また、市の取組を最後に載せるといことですが、どのように載せられるのか教えてください。

浅井所長

公表についてですが、昨年度は広報だいにとう12月号でしたので、その時期に広報だいにとう及びホームページにて公表することにしております。

市の取組の内容についてですが、各校で学力向上に向けた授業づくりに取り組んでおります。市教育委員会教育研究所が主催する研修も実施しておりますので、そのあたりも併せて伝えていきたいと考えております。

水野教育長

他にありますか。

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

賛成全員により可決しました。

以上で本日の教委議案を終わります。

・・・日程第3 一般業務報告につき要点のみを記載・・・

① 令和5年度大東市一般会計補正予算（第2次）について

⇒令和5年5月の教育委員会定例会において、教委議案第19号 令和5年度大東市一般会計補正予算（第2次）【教育関係】に係る意見聴取後の令和5年6月定例会月議会可決報告

② 大東市進路選択支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について

⇒個人情報の保護に関する法律改正により、大東市個人情報保護条例が廃止されたことに伴う当該条例の規定が引用された要綱の改正

③ 青少年教育センターにおける夏季休業期間中の取り組みについて

⇒北条青少年教育センターでは工作教室、スポーツ行事、夏休みスタンプラリー、地域交流事業等を実施予定。

野崎青少年教育センターでは子どもたちの学びの機会のサポート、小学生を対象とした各種教室の開催、人権学習等を実施予定。

④ 思春期保護者向けセミナーについて

⇒中学生保護者に対する支援として、思春期特有の悩みに対処する方法を提示するなど、家庭教育の助けとなる学びの機会を提供することを目的に実施する。

⑤ 第1回（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討委員会の開催について

⇒令和5年6月5日に開催した検討委員会の内容報告

⑥ 令和6年度使用小学校教科用図書及び令和6年度使用中学校教科用図書採択関係日程について

⇒教科用図書採択関係の経過報告と今後の日程について

.....

各教育委員から意見等について

- ・サードプレイスを持つことの大切さについて
- ・子どもの声をよく聴き、子どもの視点を踏まえて最終決定することが大切であるということについて。
- ・心に残った言葉について
- ・最近の印象的な出来事について

水野教育長

以上で本日の議事は全て終了となりました。

以上

令和5年7月25日

水野教育長

齊藤委員